

## 別記2

### 林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）実施要領

#### 第1 目的

この事業は川上から川下までの連携により生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るべく、間伐等の森林施業の実施に必要な林業専用道（規格相当）整備、森林作業道整備及び機能強化を支援する。

#### 第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付金の交付決定に際し県実施要領の別紙1及び別記を付すものとする。

#### 第3 事業計画の作成

- 1 事業実施主体は、事業計画書（別添様式）を作成し、事業を所管する地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。

なお、事業計画書は原則市町村単位で作成するものとする。

また、林業専用道（規格相当）整備については、国実施要領の別表2の1の2「路網整備・機能強化」の（2）の①のイの「チェックリスト」を事業計画書に添付すること。

- 2 事業計画において、取り組みの内容、手法及び間伐等計画を明示するとともに、路網密度の目標値を設定することとする。
- 3 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった事業計画書を審査するとともに、事前点検シート（路網整備・機能強化）（別紙様式1号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。

なお、地域振興局長等は必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。

- 4 知事は、提出された事業計画内容が適切と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

#### 第4 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、変更事業計画を作成し知事に提出するものとする。

なお、著しい変更とは以下に該当する場合を指す。

- （1）路線の新設又は廃止
- （2）路線ごとの開設延長の30%を超える減少
- （3）事業量の増又は定額単価の増により補助金又は交付金の増額申請を行う場合
- （4）林業専用道（規格相当）整備において、路線の傾斜区分を変更する場合

- 2 知事は変更内容を審査し、やむを得ないと認めたときはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

## 第5 事業内容・採択基準等

交付金の事業内容等は、国交付要綱の別表2の1の(1)の②「路網整備・機能強化」によるものとし、交付金交付対象経費は国実施要領の別紙1の1の(2)「路網整備・機能強化」によるものとする。採択基準等は、国実施要領の別表2の1の2「路網整備・機能強化」の(1)に基づくほか、県実施要領の別表1「路網整備・機能強化」によるものとする。

## 第6 調査設計・施工管理

林内路網整備にかかる調査設計・施工管理は、林業専用道（規格相当）については「新潟県林業専用道作設指針」、「新潟県林業土木工事標準仕様書」及び「新潟県林業土木業務委託標準仕様書」によるものとし、森林作業道については「新潟県森林作業道開設基準」（平成23年7月12日付け林第377号）によるものとする。

## 第7 交付金交付事務及び事業遂行のための報告等

### 1 着手報告

事業の着手は県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の4の事業実施計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

事業実施主体は、事業に着手したときは、速やかに着手報告書（別紙様式2号）を知事に提出するものとする。

### 2 事業遂行状況報告

事業実施主体は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告を、必要に応じて知事に提出するものとする。

### 3 手戻工事

事業実施主体は、工事の完成前に一度実施した工事が災害等により被災し、再工事を必要とする場合は速やかに地域振興局長等に届け出て、その措置について指示を受けること。

### 4 完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは事業完了報告書（別紙様式3号）を知事に提出するものとする。

## 第8 検査

知事は、事業実施主体から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了検査又は完了確認を行うものとする。

完了検査又は完了確認の方法については、「新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年

11月20日付け新潟県告示第1591号) 」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領(昭和53年10月13日付け林第1310号) 」等に基づいて行うものとする。

## 第9 施設の管理等

- 1 事業実施主体は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 」「同施行令(昭和30年政令第255号) 」等、国、県の関係通達等に従うほか、管理運営については国実施要領の別表2の1の2「路網整備・機能強化」の(2)の①のエ、②のエに従い行うものとする。
- 2 事業実施主体は、当該事業によって整備した施設について、県実施要領の別記に掲げる期間内に廃止や他用途への転用及び管理主体の変更等を行おうとするときは、事前に転用承認申請書(別紙様式4号) 又は管理主体の変更承認申請書(別紙様式5号) を知事に提出し、承認を得るものとする。
- 3 事業実施主体は、当該事業によって整備した施設が天災その他の災害を受けたときは、速やかに災害報告(別紙様式6号) を知事に提出するものとする。

## 第10 設計・技術審査会に関すること

- 1 国実施要領の別表2の1の2「路網整備・機能強化」の(2)の①のアの(ア)、③のアの(ア)、④のアの(ア)及び⑥のアの(ア)に基づく設計・技術審査会(以下「審査会」という。)に関する事項は、国実施要領によるほか、農林水産部林政課長が別に定めるところによるものとする。
- 2 事業実施主体は、当該事業により林業専用道(規格相当) 整備、林道等の機能強化及び林業専用道(規格相当) 復旧を実施しようとするときは、事業計画書の提出前に、承認申請書(別紙様式7号) を審査会に提出し、承認を得るものとする。
- 3 事業実施主体は、審査会の承認後に林業専用道(規格相当) 整備における路線の傾斜区分を変更しようとするときは、変更事業計画書の提出前に、変更承認申請書(別紙様式7号の2) を審査会に提出し、承認を得るものとする。
- 4 事業実施主体は、林業専用道(規格相当) 整備、林道等の機能強化及び林業専用道(規格相当) 復旧に係る事業計画書を提出しようとするときは、審査会が承認した報告書をあわせて添付するものとする。

## 第11 その他

- 1 事業実施主体が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし提出部数は2部(知事1部、地域振興局長等1部) とする。
- 2 「新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号) 」第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第7及び第8において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。

- 附則 この要領は、令和5年6月19日から施行する。
- 附則 この要領は、令和7年5月21日から施行する。
- 附則 この要領は、令和8年5月27日から施行する。